

## オープンカウンター方式による見積合せの公示

次のとおり、オープンカウンター方式による見積合せを実施します。

令和8年2月20日

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部

総務企画部長 江坂 泰幸

### 1 調達内容

(1) 調達件名 令和8年度東北震災復興支援本部普通自動車レンタル（宮城エリア）

(2) 調達内容、車種及び規格等

仕様書による。

(3) 納入期限

仕様書による。

(4) 納入場所

仕様書による。

(5) 見積方法

見積金額は、総価を記載すること。

契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって決定価格とするので、見積書を提出する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積書は本公示に記載の書式を使用すること。

### 2 参加資格

(1) 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者ではないこと。

(2) 当機構東日本地区における令和7・8年度物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、「役務提供」に係る競争参加資格の認定を受けていること。

(3) 公示日から見積合せ日までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(4) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

(5) 本公示、仕様書及びオープンカウンター方式による見積合せ説明書（機構ホ

ホームページ→入札・契約情報→入札・契約の合理化のための取組み→オープンカウンター方式 (<https://www.ur-net.go.jp/order/aratanatorikumi.html>)参照)等を承諾していること。

- (6) 当該業務実施にあたりアフターサービス・メンテナンス体制について記載するとともに、点検・修理・メンテナンスを行うことが可能な営業所・整備工場等が宮城県石巻市内に存在することを併せて別紙に記載すること。

### 3 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所及び見積手続等に関する問合せ先

〒970-8026 福島県いわき市平並木の杜2番地 63PLAZA 2階  
独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部総務企画部経理課  
電話：0246-38-8165 (担当：木元)

- (2) 見積書の提出期限

提出期限 令和8年3月6日(金)14時00分

- (3) 提出方法

① 見積書への押印を省略する場合

同日同時刻必着の電子メールにて(件名を「オープンカウンター：令和8年度東北震災復興支援本部普通自動車レンタル(宮城エリア)」とすること)提出し、上記(1)へ提出した旨の電話(時間は上記(1)※)をすること。提出先メールアドレスは以下のとおり。

[x91572@ur-net.go.jp](mailto:x91572@ur-net.go.jp)

※押印を省略する場合は電子メールの利用が望ましいが、難しい場合は持参又は郵送での提出も可とする。その場合、封筒に「(押印省略)と朱書きすること。(封筒記載例を参照)

② 見積書に押印をする場合

持参又は同日同時刻必着の書留郵便による郵送とする。なお、郵送による場合は二重封筒とし、封筒の表に「オープンカウンター見積書在中」と必ず朱書きすること。提出場所は上記(1)と同じ。

- (4) 見積合せの日時

見積書の提出期限後、遅滞なく実施する。

なお、見積参加者の立会は求めない。

- (5) 同封書類

メンテナンス体制と提案車種を明示する書類として、見積書と併せ、別紙2から4を提出すること。

#### 4 その他

##### (1) 契約保証金 免除

##### (2) 契約書作成の要否 要

本入札に係る契約は、落札者所定の自動車リース契約書等をもって行うこととする。ただし、当該契約書に優先する事項として、特約条項（案）を締結するものとする。

また、契約締結日と同日付で、「個人情報等の保護に関する特約条項」を締結するものとする。

(<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>)

##### (3) 見積書の無効

本公示に示した競争参加資格のない者のした見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

##### (4) 契約の相手方の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程第 52 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。

##### (5) 競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 (2) に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も、上記 3 (2) により見積書を提出することができるが、競争に参加するためには、見積書の提出と同時に当該資格審査に係る申請書を提出し、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

##### (6) 使用印鑑届及び年間委任状の提出について

見積書の提出時まで、「使用印鑑届」及び「年間委任状」を提出すること。令和 7 年 4 月 1 日以降に当機構に提出済みの場合は、再度提出する必要はない。ただし、代表者の変更等記載内容等に変更があれば再度提出が必要となる。なお、提出場所は、3 (1) に同じ。

様式については、下記機構ホームページよりダウンロードのこと。

(<https://www.ur-net.go.jp/order/sanka.html>)

##### (7) 仕様書の内容に係る質問等の受付先

〒970-8026 福島県いわき市平並木の杜 2 番地 6 3 P L A Z A 2 階  
独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部総務企画部経理課  
電話：0246-38-8079（担当：本澤）

# 見 積 書

金 (総額) \_\_\_\_\_ 円也 (税抜)

(支払内訳表)

NO	車種(車名)	月額 (税 抜)	月数	台数	期間	期間総額 (税抜)
1			12ヶ月	1台	令和8年5月1日～ 令和9年4月30日	

※支払内訳表の期間総額の合計と入札金額 (総額) に相違があった場合、無効とする。

ただし、令和8年度東北震災復興支援本部普通自動車レンタル(宮城エリア)  
オープンカウンター方式による見積合せ説明書を承諾の上、見積します。

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代理人氏名

印 ※1

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部  
総務企画部長 江坂 泰幸 殿

※1 本件責任者 (会社名・部署名・氏名) : \_\_\_\_\_

担 当 者 (会社名・部署名・氏名) : \_\_\_\_\_

※2 連 絡 先 (電話番号) 1 : \_\_\_\_\_

連 絡 先 (電話番号) 2 : \_\_\_\_\_

※1 本件責任者及び担当者の記載がある場合は、押印は不要です。

押印する場合は、本件責任者及び担当者の記載は不要です。

※2 連絡先は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載。

個人事業主などで、複数回線の電話番号がない場合は、1回線の記載も可。

## ■見積合せ結果の連絡先

部署名・氏名	
電話番号	
メールアドレス	

独立行政法人都市再生機構  
東北震災復興支援本部

総務企画部長 江坂 泰幸 殿

(令和8年度東北震災復興支援本部普通自動車レンタル  
(宮城エリア)入札書)

※(押印省略)

表

封

住所・会社名

担当者氏名・連絡先  
※登録番号

裏

- ※ 機構ホームページで公表されている「有資格者名簿（東日本地区）物品購入等」に記載されている登録番号を記載すること。  
なお、競争参加資格を申請中の者にあつては、「競争参加資格申請中」と記載すること。
- 提出された見積書については、開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消をすることができないので注意すること。
- ※ 押印を省略する場合は、封筒に「(押印省略)」と記載すること。

以 上

別紙1

特約条項（案）

発注者独立行政法人都市再生機構及び受注者が令和8年 月 日に締結した令和8年度東北震災復興支援本部普通自動車レンタル(宮城エリア)（以下「本契約」という。）に関して、次のとおり特約条項を定める。この特約条項は、受注者所定の約款等と一体のものとし、約款等の条項に抵触する場合は、この特約条項が優先するものとする。

第1条 本契約の連帯保証人に関するすべての規定は適用しないものとする。

第2条 受注者は、当月分の賃貸料（レンタル料）については、翌月1日以降発注者に対して支払請求書により請求するものとし、発注者は、当該請求書を受領した日から起算して30日以内にこれを受注者に振込により支払うものとする。

2 第4条の規定によりこの契約が解除された場合における当該解除の日が月の途中である場合の当該月の賃貸料は、1か月を30日として日割計算して得た額とし、日割計算により得た額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第3条 発注者が本契約に基づく債務（レンタル料支払債務、損害金支払い債務等）の支払いを怠ったときは、受注者は発注者が支払うべき期日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年（365日当たり）2.5パーセントの割合で計算した遅延損害金を発注者に請求できるものとする。

2 受注者は、自己の責に帰すべき事由によりこの契約による債務の履行を遅滞したときは、遅延分レンタル料の相当額に対し、遅延日数に応じ年（365日当たり）3パーセントの割合で計算した履行遅滞金を発注者に支払うものとする。

3 前項の遅延日数には、天災その他やむを得ない理由によるものは算入しないものとする。

第4条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

一 正当な理由がなく、利用申込みを拒んだとき。

二 この契約の履行に関し、不正の行為があったとき。

三 第3条2の規定に違反したとき。

四 第5条に規定する賠償義務を怠ったとき。

五 その他この契約に違反し、発注者の注意にもかかわらず、所要の措置が採られていないとき。

六 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

七 破産の申立て（自己申立てを含む。）を受け、又は解散したとき。

第5条 本契約に関し、受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約期間の賃料総額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、同法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1項

第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第6条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

この特約条項締結の証として、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住 所 福島県いわき市平並木の杜2番地  
氏 名 独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部  
総務企画部長 江坂 泰幸 印

受注者 住 所  
氏 名

印

別紙2

## アフターサービス・メンテナンス体制について

令和 年 月 日

独立行政法人都市再生機構東北震災復興支援本部

総務企画部長 江坂 泰幸 殿

会 社 名

住 所

代表者氏名

印

「令和8年度東北震災復興支援本部普通自動車レンタル(宮城エリア)」の入札に関して、下記のとおりアフターサービス・メンテナンス体制について証明いたします。

### 記

1 当該物品賃貸に係るアフターサービス・メンテナンス体制

2 実施内容（点検・整備等）

以 上

### (注意事項)

- 1 アフターサービス・メンテナンス体制について記載するとともに、点検・修理・メンテナンスを行うことが可能な営業所・整備工場等が宮城県石巻市内に存在することを併せて記載すること。
- 2 別紙に記載することも可。

別紙3

## 営業所、工場等の明細

提出者：\_\_\_\_\_

1 本社・支店・営業所等の区分又は工場の名称	
2 住所	
3 電話番号	
4 FAX番号	
5 上記1の代表者氏名（役職名）	
6 その他	

別紙4

提案車種

提出者：\_\_\_\_\_

1 車両

1	メーカー	
2	車名	
3	型式	
4	乗車定員	
5	駆動方式	
6	変速方式	
7	総排気量	
8	使用燃料	
9	燃費基準	
10	排ガス基準	
11	新車・中古車	( 新 車 ・ 中古車 )
12	修理歴の有無	( 有 ・ 無 )

2 ドライブレコーダー

1	メーカー	
2	品番	

(注意事項)

- 1 仕様書に示した規格毎に作成すること。
- 2 メーカー主要諸元表を添付すること。
- 3 「1 車両」については、メーカー等について記載すること。11、12は該当する方を○で囲むこと。※12は中古車を提案する場合のみ記載すること。
- 4 「2 ドライブレコーダー」については、メーカー及び品番を記載すること。また、メーカーカタログ等を添付すること。